

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十五号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

職員種別	学校種別	
	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	県立及び市町村立の特別支援学校
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	七、七五二人	四、八四七人
その他の職員	一、三四九人	五一五人
		九、六七六人
	一七、四二二人	一、〇〇三人

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、七五二人」とあるのは「七、八一五人」と、「九、六七六人」とあるのは「九、七八〇人」とする。